

令和 7 年度事業計画及び収支予算

1. 本会の現状

新型コロナウイルスの蔓延により停滞していた活動も終息とともにほぼ正常に戻り、各支部においても活発な活動を取り戻した。一方で人々の意識や社会の在り方が変化し、それに伴って登山環境も新たなステージを迎えている。

当会は従来の活動から新しい時代に即応した会に改めていくことが社会及び会員から求められている。令和 6 年度は本会の理念づくりを行い、曖昧であった基本方針を明確化し、初心者から世界の高峰登山隊、若者から中高年、女性を含む幅広い層が参加する「みんなの日本山岳会」としての活動を開始した。令和 7 年はこの方向に基づき、具体的策を実現していくことになる。

2. 基本方針

(1) 財政基盤の健全化

本会の会員は年々の減少を続けており、会費収入が減少している。そのため赤字体質から脱却できず、現状のままでは将来の運営に支障をきたす状況である。また、郵便料金をはじめとした諸物価高騰も続いており、会の財務状況は非常に厳しい状況となっている。令和 7 年度は、支出のカットを第一とし、効率化できる部分は極力費用を抑える方針で臨みたい。

一方で会員の増加を図るべく支部活動を活発化するとともに、登山教室などのマニュアルを整備し新たな会員の獲得を目指したい。このことは未組織登山者が多く、事故を誘発している社会的な問題にも少なからず貢献できるものと考ええる。

(2) デジタル化の推進

財政を圧迫している一因に紙による伝達手段と通信費用がある。加えて、社会全体として活字離れが進んでおり、デジタルでの情報発信は会の内外を問わず必須となってきた。本会には活字に愛着を感じる会員も多く、一気にデジタルに切り替えることは不可能であるが、徐々に紙から電子への移行を図っていききたい。

現在は PC を中心とした利用を想定したホームページを中心とした情報発信を行っているが、最近はスマホを中心とする携帯端末に利用が移っている。本会としても携帯端末を前提に、アプリによる利便性や安全性の向上、情報伝達の手段として一層のデジタル化を推進する。

また、現在、紙を中心に保管している会内の文書をクラウドに保管することで情報共有を図り、あわせて資料の消失を防ぎたい。加えて、各会員に特定のアカウントを付与し、スパムメールの排除などセキュリティ面からの向上を図りたい。

(3) 運営体制の改善

現在は本部を中心とした理事 15 名での理事会が方針を決定し、運営にあたっている。公益法人制度の改正でも示されている通り、一層のガバナンスの確立を図るため外部理事、外部監事の参画を求める。これにより従来の慣習や身内意識から離れた透明性のある運営を目指したい。

また、東京に支部が設立されたことで、ほぼ全国に支部が配置された。これにより本会の活動は支部中心に行う体制が整い、本部の役割も実際の活動主体から支部の支援・統括を行う役割に見直していきたい。理事会に支部の状況を反映させるにあたり、一定数の支部所属会員にも参画を依頼したい。

(4) 中長期ビジョンの策定による取り組み

近年、自然災害の激化や野生鳥獣による森林被害、自然エネルギー施設の建設など、山岳自然環境が揺らいでいる。また、オーバーユースや安全登山に加えて、登山道整備の課題も浮き彫りになっている。

本会は日本を代表する登山組織として社会から期待がもたれている。

こうした社会的な要請に対する公益社団法人としての役割の明確化、また本会が抱える問題の解決として、さらには将来の円滑な運営を継続するために、中長期でのビジョンの確立が必要と考え、中長期ビジョンの策定を行う。

(5) 120 周年記念式典の開催

本会は本年創立 120 周年を迎える。数年前から記念行事が取り組まれておりその成果がまとまりつつある。12 月に開催する式典では各行事の成果発表と過去から現在までの当会の歴史を振り返り、未来への展望を示したい。

日本山岳会の理念づくり

本会は令和 7 年度に 120 周年を迎える。これまで築き上げてきた山岳文化の財産は非常に豊かであり、これを次世代に引き継ぐ責任がある。創立以来の精神と歴史から学びつつ、現代の登山環境に適応し、新時代にふさわしい登山文化の創造や充実したクラブライフの環境づくりが求められている。また、女性会員への支援や、Z 世代の若い会員の意識向上に向けたインフォメーションテクノロジー(IT)の活用、持続可能な開発目標 (SDGs) に代表される環境問題への取り組みも重要な課題である。

■理念づくりの必要性

本会の目的は定款第 3 条に記載されているように「山岳に関する研究並びに知識の普及及び健全な登山指導、奨励をなし、あわせて会員相互の連絡懇親をはかるとともに、登山を通じてあまねく体育、文化及び自然愛護の精神の高揚をはかること」である。これまで本会はこの目的の達成とその維持を目指して活動してきた。しかし、定款 3 条は本会の活動とその方向性を「目的」として明文化したものであり、会がめざす、実現すべき具体的な「あるべき姿」、すなわち「理念」を示したものは無い。理念を明文化することで、以下のような利点が期待できる。

① Unity (一体感) と Camaraderie (仲間意識) の形成

共通の理念を理解することで、会員が同じ方向を向き、一体感や親近感が生まれる。

② 価値観と判断基準の共有

理念を定めることで、会員間で価値観や判断基準が形成され、会務の優先順位がつけやすくなり、意思決定がよりの確になる。

③ 外部へのアピール

理念に基づく行動や言動により、社会からの信頼を得ることで、本会の社会的評価を高めることが期待できる。

■本会の指針に

「日本山岳会は何のために存在するのか」「日本山岳会の存在意義や使命」といった問いに答える形で基本的な価値観を示し、当会の新たなステージを切り開きたいと考える。120 年にわたる本会の歴史を踏まえ、また、未来の社会の姿形を見据えながら、進むべき方向、目指すべき山頂を明確にした。《スローガン「みんなの日本山岳会」》

当会は、山岳を愛し、探求し、社会に貢献する志を持ち、ボランティア精神に富んだ会員が集う組

織である。現在 33 支部が連携し、登山初心者から世界の高峰登山隊のメンバーまで、そして若者から中年、女性を含む幅広い層が参加する、多様性に富んだ会となっている。このような背景を踏まえ、「みんなの日本山岳会」をスローガンに揚げた。

このスローガンには多様性を重視し、一人ひとりが自分らしく活躍し、互いに支え合い、助け合いながら成長できる組織でありたいという願いが込められている。「みんなの日本山岳会」は、会員が日々の行動や意志決定を進める際の指針となるだけでなく、組織の精神的支柱やエッセンスを凝縮した短いフレーズであり、いわばマントラ（Mantra、真言）としての役割を果たす。

《ビジョン「すべての人に山の楽しさを」》

ビジョンは、本会の目標や将来の姿をイメージとして表現した。「すべての人に山の楽しさを」というビジョンには、週末の山行や挑戦的な登攀はもちろん、日々の暮らしのなかでも「山の楽しさ」を会員だけではなく、社会の人々に味わってもらいたいという願いが込められている。

このビジョンは、山行のときだけでなく、定款第 3 条に揚げられて目的を達成する際にも意識してもらいたい価値観である。「すべての人に山の楽しさを」を常に念頭に置くことで本会の活動が一貫性を持ち、社会に貢献するための指針となることが期待される。

《3 本のミッション》

ミッションは、社会において本会がどのような存在であり、どのような価値を提供するのかを明確に示すものである。これは本会と社会との関係を定義すると共に、定款第 3 条に揚げられた目的を実践することで社会に提供できる価値を具体化したものである。

①会員による充実したクラブライフを

本会は山を愛する人々が集い、趣味として山を楽しむ場所である。このミッションは、会員同士の交流や活動を通じて、クラブライフを充実させることを明確にしたものである。

②挑戦的で創造的な登山の実践と支援

本会では挑戦的で創造的な登山を推奨し、それを支援することを目指している。このミッションは、会員が新しい登山の形を追求し続けることを支援するものである。

③山を通して人々の心を豊かに

本会は、山岳文化活動、社会貢献活動、自然保護・保全活動を通じて、会員および一般の人々の心を豊かにしていくことを目指している。このミッションは、山を介した社会とのつながりを深めることを目的としている。

《当会の事業の方針や計画》

ストラテジー（事業戦略）とは、本会の目的を達成するために行う事業と、その基本的な方針や計画を指す。

公益社団法人として、内閣府に提出している事業区分（Ⅰ．登山振興事業、Ⅱ．山岳研究調査事業、Ⅲ．山岳環境保全事業、Ⅳ．会員向け事業）を整理し、以下のように具体化した。

①安全登山の啓発推進

登山教室、登山道整備、山の天気予報など、登山の安全を促進するための事業展開。

②山岳文化の伝承普及

写真展や絵画展等の開催、山岳祭の普及事業、山岳古道調査プロジェクトなど、山岳文化の伝承や普及に向けて取り組む事業。

③山岳環境の保全保護

森づくり活動、動植物保護、生態系の再生、自然観察会、清掃登山など、山岳環境の保全や保護、

啓発に取り組む事業。

④多様化する登山者層へのサポート

障がい者支援登山や子ども向け登山教室、高齢者登山など、多様な登山者を対象にサポートを行い、幅広い層に山の魅力や価値を伝えている。心豊かな日々を山とともに楽しんでもいただくための事業。

⑤会員のための事業推進

会員を対象にした様々な取り組みを行っている。これらには、会員向けの山行や講習会、文化活動や自然保護活動、会員や支部相互の交流・懇親、情報発信、山岳保険の斡旋、上高地山岳研究所の開放などが含まれる。

《3本のストーリー》

ストーリーは、物語として理念をわかりやすく示し、会員の日常の行動指針として作成したものである。

「山を知り、山を大切にし、山の魅力を感じよう」

「山登りを、仲間と一緒に、生涯を通して楽しく続けよう」

「山登りを安全に楽しむために、自立した登山者になろう」

[事業計画] (事業区分別)

本会の公益事業はⅠ登山振興事業、Ⅱ山岳研究調査事業、Ⅲ山岳環境保全事業の三項目で、各事業のポイントは以下の通りである。

[1] 公益目的事業

Ⅰ 登山振興事業（公益目的事業 1）

定款 4 条第 1 項に定める事業は多岐に渡っているが、同条第 2 号から第 5 号に定める山岳研究調査及び山岳環境保全事業を除いたものを登山振興事業とする。

1 秩父宮記念山岳賞

定款第 4 条第 1 項第 9 号

平成 10 年度より継続している事業で、秩父宮家より拝受した遺贈金を基金に運営している。山に関する顕著な業績を表彰し、登山活動の奨励と山岳文化の発展に資することを目的としたものである。

2 海外登山の助成事業

定款第 4 条第 1 項第 6 号

海外登山の助成及び海外登山を目標とするプロジェクト（外部団体含む）への支援を図ることを目的に年 2 回実施している。助成先登山隊から報告をもらい、本会を通じて社会に情報発信する。

3 機関誌『山岳』、会報「山」発行事業

定款第 4 条第 1 項第 7 号及び第 8 号

機関誌『山岳』は 1906 年の刊行開始以来、登山や山岳文化に関わる数多くの情報を社会に発信してきた。登山、探検、地理・地質、気象、自然保護、人物史、図書紹介などの記録、研究・論考などを掲載し、会員のみならず全国各地の図書館、山岳博物館、登山愛好者、山岳環境の保全に関心を寄せる人たちに読み継がれている。また、会報「山」（月刊）を編集発行しており、1、4、7、11 月には「YOUTH CLUB 山」も同封する予定。

4 インターネットによる情報提供事業

定款第 4 条第 1 項第 9 号

広報委員会、デジタルメディア委員会を中心に、公益目的事業を始め山岳地域や登山に関する有益情報について、インターネット（ホームページ、SNS）を通じて情報提供している。また、デジタルメディア委員会はホームページの運営、メールサービスの維持管理、メールマガジンの配信、雪山天気予報なども行う。前年度より新設された広報委員会は、メディアへの広報、寄付活動の告知他、会員増、資金調達、本会の知名度向上に向けた展開の強化を図る予定。

5 安全登山の啓発事業

定款第 4 条第 1 項第 4 号及び第 6 号

遭難対策委員会が安全登山の普及のための山岳遭難防止セミナー（都内で 6 月と 11 月、年 2 回予定）を開催するほか、登山計画書の作成・提出についての重要性の認識を高めるための活動や、登山計画書提出および事故連絡システムを適切な運用を進める。科学委員会はフォーラム「登山を楽しくする科学」の実施、会員および一般の登山愛好家に対し、「安全登山マナーノート」の改定発行（遭難対策委員会、医療委員会と共同）を予定している。

6 安全登山の推進事業

定款第4条第1項第4号及び第6号、第8号

(1) 雪山天気予報

(定款第4条第1項第4号)

北アルプスおよび八ヶ岳の冬山・春山（年末年始・ゴールデンウィーク）に関する天気予報を、山岳専門気象予報士に依頼し、登録者宛てに電子メールで配信する。登録は会員に限らず一般登山者も対象とする。

(2) 登山教室、登山講習会、講演会など

定款第4条第1項第4号

前述の本部遭難対策委員会による活動の他、支部でも一般も対象にした山岳文化や遭難防止に関する各種講演会の開催（北海道支部、茨城支部、栃木支部、東京多摩支部、越後支部、富山支部、岐阜支部、関西支部、福岡支部他で予定）を通じて安全登山の啓発に資する。

(3) 指導者育成講習会

定款第4条第1項第4号

指導者養成の一環として、支部事業委員会の主催による「登山教室指導者講習会」を、長野県小諸市の安藤百福記念自然体験活動指導者センターで実施する（令和6年度は4月と2月の年2回実施予定）。

(4) 若手登山者の育成

定款第4条第1項第4号

Youth Club 委員会や各支部の青年部を中心に、若手会員の活動の場の活発化、リーダー育成を目的とした登山技術講習、安全登山講習などを実施している。120周年記念事業のヒマラヤキャンプPJやカナダ・ユースPJも、事業を通じての若手登山者の育成である。

(5) 登山道整備

定款第4条第1項第4号

コロナ禍後も続く山小屋経営の困難化、ボランティアスタッフの高齢化等のなか、登山道の維持管理の課題がクローズアップされているが、各支部でも登山道の刈り払い、倒木除去、案内板設置他の登山道整備を実施している。本年度は八甲田山（青森支部）、岩手県蛇山（岩手支部）、秋田県大平山（秋田支部）、吾妻山の植生復活事業（福島支部）、常陸国トレイルへの支援（茨城支部）、房総の山復興プロジェクト（千葉支部）、新潟県弥彦山（越後支部）、徳本峠（信濃支部）、富山県高頭山（富山支部）、石川県富士写ヶ岳（石川支部）、愛知県揖斐・小島山（東海支部）、西中国山地（広島支部）、落合峠周辺（四国支部）、宮崎支部他で整備や清掃美化活動等が予定されている。

7 登山文化の普及事業

定款第4条第1項第1号及び第9号

(1) 全国山岳博物館等連絡会議の開催

資料映像委員会では全国各地の山岳関係博物館（対象約20館）との会議による情報交換を毎年1回実施する。

(2) 所蔵資料・データの貸出しなど

資料映像委員会、図書委員会、デジタルメディア委員会では、映像資料（フィルム、VHS、DVD等）や図書を収集、保管・管理すると共に、資料や図書、デジタルデータの貸出しや共有化を行なう。

(3) 「山の日」推進事業

「山の日」の施行から10年近くを経て昨年は首都東京での全国大会も開催された。制定促進時から尽力してきた本部委員会の活動は終えるが、各支部では栃木支部による山の日協議会の活動、群馬支部によるぐんま山の日「山の日イベント in 谷川岳」、神奈川支部によるフォトロゲイニング大会、東九州支部の山の日関連事業、熊本支部の山の日登山祭、東京多摩支部による8月11日の安全登山周知活動、東海支部による啓発活動等が予定されている。

(4) シンポジウム、講演会、展示会、映画祭等の実施

フォーラム「登山を楽しく科学する」（科学委員会主催）や、「自然保護全国集会」（自然保護委員会、

越後支部、妙高市、環境省共催）等を実施する他、北海道支部創立 60 周年を記念した「有珠山エリアの魅力と火山防災に関連した活動」、群馬支部による「ぐんま山フェスタ 2025」の協力、越後支部による「弥彦山フェスティバル」への支援、信濃支部による「松本山岳フォーラム」の運営、東海支部による「夏山フェスタ」の主催協力、福岡支部による「夏山フェスタ in 福岡 2025」への協力等がある。

(5) 登山教室、講習等の実施

全国各支部で実施が予定されている。北海道支部雪崩講習会、青森支部安全登山講習会、岩手支部の公募登山、秋田支部の市民登山協力、宮城支部登山教室、福島支部安全登山講習会、埼玉支部の第 7 期埼玉やま塾、千葉支部の初級登山教室、東京多摩支部の第 12 期登山教室、神奈川支部アウトドアレスキュー講習、越後支部の公募登山、山梨支部やまなし登山講習会、信濃支部の「日本山岳会と行くシリーズ」、岐阜支部市民登山、静岡支部トレッキングセミナー、東海支部第 9 期登山学校、関西支部登山教室、広島支部安全登山講習、熊本支部ファーストエイド講習会、東九州支部登山入門教室他が予定されている。また、近年の登山者趣向を反映した城跡ハイキング・関東ふれあいの道（神奈川支部）、福岡近郊低山を歩く（福岡支部）、干支の山登山（熊本支部）などの試みも行われる。

(6) 活字媒体を利用した山岳文化の啓発活動

前述の機関誌『山岳』、会報「山」の他に、全国各支部が「支部報」や「通信」を発行する（年 1 回～4 回）。山梨支部では支部報に加えて、機関紙『甲斐山岳』（第 17 号）の発行も予定している。またホームページや SNS 等を活用した広報、啓発活動も活発化している。

(7) 家族登山、子ども登山などの開催

家族で登山を楽しみ自然と触れあうことは絆を深める絶好の機会となるが、親子登山教室、親と子のふれあい登山教室等が宮城支部、栃木支部、山梨支部、東海支部、関西支部、広島支部、宮崎支部等で実施予定である。東海支部では「森の探検隊」として幼稚園児の森林体験なども企画している。

(8) 地域社会および地域文化の維持発展

山岳文化および地域文化の維持継承のために記念祭や碑前祭を行なっている。開山に関わった人物や山岳界の偉人を偲んだ催しが主だが、本年度も榎有恒記念登山（宮城支部）、斎藤山ふれあい登山（福島支部）、岡野金次郎碑前祭（神奈川支部）、第 68 回高頭祭（越後支部）、第 40 回播磨祭（富山支部）、久弥祭（石川支部）、泰澄祭（福井支部）、第 44 回深田祭、第 7 回田部祭、第 66 回木暮祭（以上山梨支部）、第 79 回ウェストン祭（信濃支部）、藤木祭（関西支部）、第 13 回小島烏水祭（四国支部）、榎有恒祭（北九州支部）、宮崎ウェストン祭（宮崎支部）などが行われる。「木暮理太郎翁を偲ぶ会」も群馬支部が新たに共催参加、岐阜支部ではウェストン祭の復活も計画している。

8 障がい者支援事業

定款第 4 条第 1 項第 1 号及び第 9 号

公益性を重視した事業として位置づけるとともに、会員が障がい者の方々との交流を深め、広く理解を図ることを目的としている。埼玉支部の「大久保春美記念ふれあい登山（宝登山）」の他、東海支部では「SON 愛知・山岳会と一緒に登山（知的障害者との登山）」「ブラインド登山（視覚障害者との登山）」、「ひまわり登山（支部員視覚障害者との登山）」等、数多くの機会を予定している。

9 児童・青少年支援事業

定款第 4 条第 1 項第 1 号及び第 9 号

家庭裁判所等からの委託を受けて実施している。登山の経験によって得た感動が大きな影響を及ぼすと関係者や保護者からも評価を得ている。千葉支部の「児童養護施設課外活動支援」、東海支部の「たんぽぽ登山（身柄付き補導委託登山）」や「少年院の少年との登山」、北九州支部の「福岡家庭裁判所の補導委

託」、宮崎支部の「家庭裁判所少年院補導委託登山」等がある。

10 児童・青少年の育成事業

定款第4条第1項第1号及び第9号

宮城支部による「小学校の泉ヶ岳支援登山」、千葉支部による「中学校課外活動支援」、越後支部による「小学校の登山行事支援と講演会」、東海支部による「森の探検隊（幼稚園児）」、北九州支部による「幼稚園児の登山サポート」等を行う。

11 国際理解の促進事業

定款第4条第1項第8号

120周年記念行事の一環として、海外からの参加者を招いての交流促進が計画されている他、栃木支部の「海外登山の集い」、埼玉支部の「ラオス森林再生国際協力植林ツアーへの参加」、信濃支部の「松本市海外都市交流会（カトマンズ、グリンデルワルト他）」、関西支部の「ヒマラヤ登山塾（支部設立90周年記念事業）」等が実施予定である。

12 120周年記念事業

定款第4条第1項第1号及び第4号、第6号、第8号、第9号

本年、当会は創立120周年を迎える。記念式典等を開催予定であるが、それらに加えて、本会の将来にもつながる長期的事業（下記）も継続実施中である。

■コーカサスの桜【9 国際理解の促進事業】

黒海とカスピ海の地峡にあるジョージア。北側のコーカサス山脈には氷河をもつ5000m級の美しい山があるが、2025年5月、ジョージア・コーカサス山麓にある世界遺産の街メスティアにて、日本の桜の植樹を行なう。

■全国山岳古道調査【6 登山文化の普及事業】

文化的・歴史的・地理的な観点から精査した全国120の山岳古道について支部を中心に調査している。地域の歴史や文化を掘り起こし、ハイカーや観光客の誘致、歴史教育や自然環境教育によって地域社会の活性化に貢献することを目的に、「日本山岳会が選ぶ 日本の山岳古道120選」をホームページで公開する。

■引き継がれる山岳祭【6 登山文化の普及事業】

各地で行われている山岳祭を将来につなげるために、「山岳祭パンフ2025年版」を作成中である（2025年晩餐会時期に合わせて完成予定）。「オリジナル切手」も前年度の販売状況を踏まえ拡大を計画中。会員や一般の方々に山岳祭への参加を促し活動を盛り上げる。

■エベレスト登頂記念フォーラム【6 登山文化の普及事業】

「エベレスト登頂50周年」の巡回写真展を、これまでに5回開催したが、本年の年次晩餐会に合わせて3日間にわたっての映画上映会を準備する。「ヒトとモノ講座」（資料映像委員会と合同企画）は3回開催し、今年度は第4回「カンチェンジュンガ縦走」（6月～7月頃）と第5回「ナムチェバルワ初登頂」（10月～11月頃）を計画している。

■所属図書・資料デジタル化事業【5 インターネットによる情報提供事業】

機関誌「山岳」の創刊号（1906年発行）から今日まで、会報「山」の創刊号から今日まで等、多くの書籍や冊子をPDF化しホームページに公開。資料映像委員会を中心に収蔵品、人物、登山隊等の資料のデジタル化を実施。デジタルミュージアムの開設に向けてのコンテンツを作成している。

■グレート・ヒマラヤ・トラバース【事業としては、「6 登山文化の普及事業】

日本山岳会は1956年のマナスル登山を嚆矢としてヒマラヤ山脈に多くの足跡を残して来た。そのヒマラヤが地球温暖化などの影響で大きく姿を変えようとしている。山麓を巡りながら自然と人の生活の変化

を調査しつつ踏査中である。カンチェンジュンガから K 2 まで約 5000km。7 回目となるこの夏は 6 月～8 月の予定でカラコルムを踏査する。

■ヒマラヤキャンプ【6 登山文化の普及事業】

海外登山の分野での若手登山者の育成を目的に 2015 年に開始(2019 年より本会を母体に広くメンバーを募り活動)。次世代を育成し登山文化の発展に寄与すること、できる限り手厚いバックアップ体制を構築し本会に所属する若年層の増加とレベルアップを図ることが目的。本年は 9 月～11 月に西ネパールのポド地域のだガリヒマールの (6,536m) 初登頂を目指す。

■山の天気ライブ授業【6 登山文化の普及事業】

天気アプリなど気象情報が溢れる現在だが、遭難を防ぐという観点からの予報は少ない。天気図や地形図からリスクをしっかりと想定し、天候急変をいち早く察知し避難することが大切。屋内での講義と現場での観天望気の方法などの技術を身につけてもらうための講習会を、支部主催で会員・一般登山者を対象に実施。本年は 2 回（青森支部、東海支部）開催予定。

■日本・エクアドル外交関係樹立 100 周年記念友好合同登山【9 国際理解の促進事業】

日本とエクアドルとの外交関係樹立 105 周年を迎え、本会は創立 120 周年を迎える。2019 年 9 月に日本山岳会会員 14 名がエクアドルを訪問して登山を行い、2023 年 9 月にはエクアドル山岳会員 13 名を日本に招聘し、富士山、槍ヶ岳、立山への合同登山と、訪問先の山梨、信濃、富山の各支部との交流を実施した。今後も友好関係を促進していく。

■カナダ・ユース【6 登山文化の普及事業】

日本にはないスケールを有するカナダの山と岩場で、本会の若手メンバーを募り、互いの研鑽、新たなつながりが生まれることを期して、3 か年に渡って合宿を継続実施している。3 年目の本年は、7 月にカナディアン・ロッキー、アルバータ峰などで予定している。

＊関連する「アルバータ峰登頂 100 周年記念」事業については、本年 7 月 21 日のアルバータ登頂 100 周年記念式典（ジャスパーで開催）に出席するよう旅程を組んでいる。

■デジタルミュージアム【5 インターネットによる情報提供事業】

当会に所蔵されている貴重な資料を、デジタルミュージアムとしてネット上の博物館を開設する。資料映像委員会を中心に資料のデジタル化を実施して、開設に向けてのコンテンツを作成中。マナスル、エベレストに続いて、現在、ナンダデビィ、カンチェンジュンガの縦走隊についても追加作成中（資料、映像、人物）であり、今後も暫時増やしていく。

■日本山岳会人物史（日本山岳会の歩みと近代登山史）【6 登山文化の普及事業】

日本山岳会の歩みは近代登山史そのもの。『日本山岳会の歩みと近代登山史』（仮題）を刊行する。その歴史を 5 期に分けて解説。会員や一般愛好者のために、近代登山の通史としても読める構成にする。

■人生 100 年時代の安全登山【6 登山文化の普及事業】

日本山岳会には、体力や運動機能が低下しつつも登山を楽しまれてきた先輩会員が大勢いる。アンケートによって、頻度や程度、知恵、若い頃の登山が長寿に与える影響について調査し、インタビューなども加えて重要なアドバイスを見出し、一般登山者やこれから登山を始める人にも有意義な情報を提供する。昨年、基礎資料となるアンケートを実施した。

■国際交流【9 国際理解の促進事業】

本会の 120 周年を契機に、海外の登山家らとの国際交流を深めることを目的に「120 周年特別記念講演」「120 周年記念行事への招請」を計画している。現在、120 周年記念事業委員会式典委員会国際交流プロジェクトを中心に進行中。

II 山岳研究調査事業（公益目的事業 2）

定款第 4 条第 1 項に定める本会事業は多岐にわたるため、同条同項第 2 号及び第 5 号にかかわる事業の内、山岳研究調査にかかわる事業を一つにまとめた。主な内容は下記のとおりである。

1 上高地山岳研究所

定款第 4 条第 1 項第 5 号

上高地における登山活動の支援、安全登山の啓発、海外からの登山隊の接遇、小規模水力発電設備などの研究基地として活用する。また、山岳地域の気候変動や野生動物調査等に資するため、試験的に上高地山岳研究所に設置した気象観測装置およびネットワークカメラにより、継続的な気象データの観測を行う。野生動物調査データも蓄積する。

2 小規模水力発電の研究

定款第 4 条第 1 項第 5 号

神奈川工科大学との共同研究により、山小屋等での効率的な発電・運用を目的としたミニ水力発電のシステム開発と検証を行なっている。自然エネルギーへの関心の高まりから、上高地山岳研究所開所期間中は見学も受け付ける。

3 山岳図書館の運営事業

定款第 4 条第 1 項第 8 号

日本有数の山岳専門図書館として本会内外で利用されている。蔵書は明治以降の日本の山岳に関するあらゆる分野の図書を網羅しており、蔵書数は和書約 13,000 冊、洋書約 4,000 冊で、ホームページでの蔵書検索もできる。開架式で読書スペースも用意されている。

4 資料映像研究

定款第 4 条第 1 項第 2 号

本会発足以来 100 年以上にわたって蒐集してきた山岳、登山技術に関する研究資料、絵画、映像資料などの調査研究を行ない、併せて収蔵資料の公開、資料貸出しなどを行なっている。

5 登山道調査等国土地理院との連携事業

定款第 4 条第 1 項第 3 号

国土地理院との協定に基づき登山道の変化情報を提供し、地形図上の正確な記述を通して、登山者の安全と便宜に供している。また、地形図におけるビッグデータを利用した登山道の更新に際して、データからは解析できない登山道や施設等の情報を提供していく。

III 山岳環境保全事業（公益目的事業 3）

定款第 4 条第 1 項第 5 号にかかわる山岳環境保護及び保全事業を一つにまとめた。主な内容は下記のとおりである。

1 森づくり活動

定款第 4 条第 1 項第 5 号

東京都八王子市の「高尾の森」、愛知県瀬戸市の「猿投の森」を中心に実施されている。支部においても青森支部の白神山地ブナ林再生事業、埼玉支部の森づくり活動（秩父市）、福井支部の森づくり、岐阜支部の森づくり（小津権現山）、静岡支部の森づくり事業、関西支部の森づくり活動（本山寺山国有林）、関西支部の東おたふく山草原復元活動、宮崎支部の森づくり活動（植樹、育林）等がある。また、「高尾の森づくりの会」では、小下沢国有林・板当国有林および木下沢国有林の森づくり活動、三宅島の緑化再

生事業、森づくり展示会等の開催、青少年向け森林環境教育、「高尾の森通信」の発行（年４回）等を行っている。

2 山岳環境の保全保護活動

定款第４条第１項第５号

山岳地帯をフィールドとする本会にとっては、山岳地域の環境保全や保護は重要な目的である。山のトイレ清掃活動や自然保護パトロール（北海道支部）、シカ食害実態調査（埼玉支部）、野火止自然保護地域の保全活動や三ツ峠のアツモリソウ保護（東京多摩支部・山梨支部）、弥彦山周辺の外来植物除去（越後支部）、高山植物パトロール（信濃支部）、南アルプスの環境保全（静岡支部）、モニタリング 1000 の動物調査（東海支部）、キレンゲショウマ自生地の防鹿柵設置（四国支部）、セイタカアワダチソウ除去作業（北九州支部）、スズタケ枯死とシカの食害調査（東九州支部）、森林保全巡視（宮崎支部）などがあり、各地で清掃登山等も実施している。

3 自然保護の啓発活動

定款第４条第１項第５号

本部及び各支部の自然保護委員会を中心に啓発活動が続けているが、自然保護全国集会（本年は新潟県妙高市で開催）では、広く一般市民の参加も募り、日本山岳会の自然保護活動をアピールする。その他、本部委員会では機関紙「木の目草の芽」の発行（年４回）、山岳写真データベースの運用、ネイチャーポジティブ拠点への参画、山岳 7 団体との連携なども行う。また、自然観察会も群馬支部、埼玉支部、東京多摩支部、石川支部、信濃支部、静岡支部、岐阜支部、東海支部、関西支部、熊本支部等で実施予定である。

〔２〕 会員向けの事業（共益事業）

1 安全登山（山行・安全講習）

定款第４条第１項第４号及び第６号

青森支部の八甲田山岳スキー遭難防止対策用誘導ポール設置事業、栃木支部の山岳遭難防止協議会としての活動、群馬支部の安全登山研修会、山梨支部の「安全登山ハンドブック」の配布、広島支部の「安全登山セーフティカード」の配布等がある。

2 登山文化

定款第４条第１項第１号及び第９号

静岡支部の南アルプス写真展、岐阜支部写真展、信濃支部の上高地とウェストンに関する歴史展示、山陰支部の「雲伯 100 山」(仮称)の調査実施などが計画されている。また、山岳古道の調査関連では宮城支部、秋田支部、東京多摩支部、越後支部、山梨支部、信濃支部、東九州支部が引き続き本年度も調査継続を掲げている。

3 会員を対象とした会員のための事業としては、概ね下記の事業を実施する。

- (１) 会員を対象に山行を行なう。
- (２) 会員を対象に安全登山に取り組む。
- (３) 会員を対象に文化活動や自然保護活動を推進する。
- (４) 会員もしくは支部相互の交流および懇親を行なう。
- (５) 総会、周年事業、会議などを行なう。
- (６) 会報「山」を発行する。
- (７) 会員向けにメールマガジンやホームページなどでの情報発信を行ない、各支部では支部員向けに支

部報や支部独自のホームページでの情報発信を行なう。

- (8) 会員向け山岳傷害保険の斡旋を行なう。
- (9) 会員向けに上高地山岳研究所を研究のためのベースとして開放する。
- (10) 入会検討者への説明会の開催、新入会員オリエンテーションを開催する。
- (11) 会員向けに日本山岳会ロゴ入りグッズの頒布を行なう。

令和 7 年度予算概要

1. 令和 7 年度の予算編成方針

一昨年 6 月に発足した本会新執行部では、日本山岳会の理念を再定義して、「すべての人に山の楽しさを」というビジョンのもと、ミッションを明確にし、その下で事業戦略を展開し活動している。令和 7 年度の予算も、引続きこれに寄り添う形で編成してゆきたいと考えている。また、令和 7 年度は本会創設 120 周年にあたり、記念行事の最終事業年度として思い出に残り、また当会の将来の発展につながる年といたく、あえて積極的な編成を行った。

2. 経常収益

受取会費は数年来継続する会員数減少傾向を反映した数字で予想してきた。残念ながら令和 6 年度決算においても会費収入は減少しているが、減少度合いは縮小しており、入会金半減策と各支部及び本部の会員増加努力の効果が出てくる期待を含め 5% 増の 46,800 千円を計上した。受取入会金は現実に入会者が増えている実態を反映して微増の 3,000 千円とした。

事業収益は、令和 6 年度は山研の利用が回復し、登山講習会なども活発に開催できるようになったことを踏まえ、令和 7 年度は前期予算の約 50% 増の 9,526 千円とした。

受取寄附金等について令和 7 年度は当会創設 120 周年の年度にあたり、記念事業も全て出そろい活動が活発になるため必要な資金が更に増えてくる。予算額としては昨年の 50,023 千円に若干上乗せした 51,689 千円と高い数値を設定した。令和 6 年度は目標額を大幅ショートしたが、令和 7 年度が最後であることから、全会員の努力を結集して寄附獲得に努めなければならない。なお、寄附金額には過去に指定寄附金として本会に託され特定資産としてきたが、事業実行に伴い取崩す額 8,926 千円が含まれている。このほか行事参加者負担金等の雑収益を 20,914 千円見込んでいる。これらにより経常収益は前年度より 12,075 千円増の 136,667 千円を見込んでいる。

3. 経常費用

(1) 事業費

事業費は支部活動重視という執行部方針に基づき、支部事業費を更に増加し 25,799 千円とした。また 120 周年記念事業も前年より 5,796 千円増加し 40,576 千円と事業費中で最多となっている。現在 13 のプロジェクトが活動しており、令和 7 年度分として予算的に明らかになった主なものは次のとおりである。

(単位：千円)

事業名称	グレート・ヒマラヤ・トラバース	ヒマラヤキャンプ	山岳古道調査	引継がれる山岳祭	デジタルミュージアム	カナダ・ユース	その他
活動費用	11,000	9,600	1,800	2,000	500	4,160	4,800
寄附金助成金	4,000	6,000	1,200	500	500	1,170	2,750
参加者負担等	6,000	2,600		450		2,240	320
差引本部負担	1,000	1,000	600	1,050	0	750	1,730

※その他に含まれる 120 周年記念式典時の国際交流事業（海外招待・講演等）は予算案とは変動している。

減少したのは調査研究事業費△ 680 千円、子供と登山普及事業費△ 390 千円が目立つくらいである。活動成果達成によるものである。その他事業費は前期に予算数値を若干膨らませ過ぎたため減少させた。以上の結果、事業費は前年度より 5,258 千円増加の 128,218 千円とした。

(2) 事業管理費と管理費

事業管理費として 14,120 千円、管理費として 6,030 千円を見込んでいる。管理費は昨年度物価上昇、賃上げ状況等を見て、増やしてみたが、令和 7 年度はより現実的な予想で計上した。

以上の結果、経常損益（当期経常増減額）及び当期一般正味財産増減額は 8,449 千円のプラスを計上している。但し、過去の積立額の取崩しを行わないとすれば令和 7 年度も 477 千円の赤字である。

4. 資金調達及び設備投資の見込

令和 7 年度における資金調達及び多額の設備投資の見込みはない。

令和7年度収支予算書(対前年比較)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	令和7年度 予算	令和6年度 予算	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	48	1	47
特定資産運用益	480	2	478
受取入会金	3,000	2,800	200
受取会費収入	46,800	44,400	2,400
受取準会員入会金	250	500	△ 250
受取準会員会費	1,380	1,500	△ 120
事業収益	9,526	6,160	3,366
受取補助金等	2,580	2,580	0
受取寄附金等	51,689	50,023	1,666
(うち特定資産からの振替額)	(8,926)		
雑収益	20,914	16,626	4,288
経常収益計	136,667	124,592	12,075
(2) 経常費用			0
事業費	122,188	116,560	5,628
出版事業費	12,500	12,352	148
図書管理事業費	4,305	3,105	1,200
調査研究事業費	6,277	6,957	△ 680
指導研究事業費	160	240	△ 80
山岳環境保全事業費	550	550	0
支部事業費	25,799	22,659	3,140
高尾の森づくり事業費	2,990	2,990	0
ユースクラブ事業費	2,980	2,730	250
海外事業費	100	100	0
海外登山助成金	500	500	0
JAC登山隊助成金	0	0	0
山岳研究事業費	7,347	7,231	116
ミニ水力発電事業費	354	327	27
子どもと登山普及事業費	0	390	△ 390
120周年記念事業費	40,576	34,780	5,796
その他事業費	3,630	6,049	△ 2,419
事業管理費	14,120	15,600	△ 1,480
管理費	6,030	6,400	△ 370
経常費用計	128,218	122,960	5,258
当期経常増減額	8,449	1,632	6,817
(特定資産からの振替がない場合の経常増減)	(△477)		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	8,449	1,632	6,817

令和7年度収支予算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：千円)

科目	公益事業会計					共益事業	法人会計	合計
	登山振興	調査研究	環境保全	共通事業	小計			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益							48	48
特定資産運用益							480	480
受取入会金				1,500	1,500	600	900	3,000
受取会費				23,400	23,400	9,360	14,040	46,800
受取準会員入会金				125	125	50	75	250
受取準会員会費				690	690	276	414	1,380
事業収益	1,096	4,000	60	250	5,406	4,100	20	9,526
受取補助金等	230		2,150		2,380	200		2,580
受取寄付金等	11,530	2,618	6,915	14,000	35,063	16,626		51,689
雑収益	7,266		60	5,410	12,736	8,085	93	20,914
経常収益計	20,122	6,618	9,185	45,375	81,300	39,297	16,070	136,667
(2) 経常費用								
事業費	51,331	17,360	8,911	10,660	88,262	33,926	0	122,188
出版事業費	3,400				3,400	9,100		12,500
図書管理事業費		4,265			4,265	40		4,305
調査研究事業費	1,283	610	161	3,466	5,520	757		6,277
指導研究事業費	160				160			160
山岳環境保全事業費			550		550			550
支部事業費	10,352	1,704	5,210		17,266	8,533		25,799
高尾の森づくり事業費			2,990		2,990			2,990
ユースクラブ事業費	1,010				1,010	1,970		2,980
海外事業費	100				100			100
海外登山助成金	500				500			500
JAC登山隊助成金					0			0
山岳研究事業費		7,347			7,347			7,347
ミニ水力発電事業費		354			354			354
子どもと登山普及事業費					0			0
120周年記念事業費	34,526	3,080			37,606	2,970		40,576
その他事業費				134	134	3,496		3,630
事業管理費				7,060	7,060	7,060		14,120
管理費							6,030	6,030
経常費用計	51,331	17,360	8,911	10,660	88,262	33,926	6,030	128,218
評価損益等調整前増減額	△ 31,209	△ 10,742	274	34,715	△ 6,962	5,371	10,040	8,449
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 31,209	△ 10,742	274	34,715	△ 6,962	5,371	10,040	8,449
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 31,209	△ 10,742	274	34,715	△ 6,962	5,371	10,040	8,449